通所介護・介護予防通所介護相当サービス

運営規程

社会福祉法人　青樹会

リバーサイド桃花苑デイサービスセンター

リバーサイド桃花苑デイサービスセンター運営規程

（運営規程設置の主旨）

第１条 社会福祉法人青樹会が設置するリバーサイド桃花苑デイサービスセンター（以下『当施設』という。）において実施する通所介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第２条 通所介護は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所介護計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第３条 当施設では、通所介護計画に基づいて、利用者の社会的孤立感の解消及び利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が１日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

２　当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

３　当施設では、介護老人福祉施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。

４　当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

５　サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

６　当施設では、地域と供に地域のニーズに応える施設運営に努める。

（施設の名称及び所在地等）

第４条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

（１）施設名　　リバーサイド桃花苑デイサービスセンター
（２）開設年月日　　平成１４年４月１日
（３）所在地　　大分県大分市大字曲字箕久保３２０番
（４）電話番号　　０９７－５０４－７６６６
（５）管理者　　衞藤　航介
（６）介護保険指定番号　４４７０１０２１５５

（従業員の職種、員数）

第５条 当施設の従業員の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

（１）管理者　　１人　　（兼務）
（２）看護職員　　１人以上
（３）介護職員　　８人以上
（４）生活相談員　　１人以上
（５）機能訓練指導員　　１人以上

（従業員の職務内容）

第６条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

（１） 管理者は、介護老人福祉施設に携わる従業員の管理、指導を行う。
（２） 看護職員は、検温、血圧測定等を行うほか、利用者の通所介護計画に基づく看護を行う。
（３） 介護職員は、利用者の通所介護計画に基づく介護を行う。
（４） 生活相談員は、利用者及び家族からの相談に適切に応じるとともに、在宅生活向上のための援助を行う。
（５） 機能訓練指導員は、機能訓練の実施に際し指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第７条 通所介護の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

（１）営業日　　月曜日から土曜日、ただし１２月３０日～１月３日までを除く。
（２）営業時間　午前８時００分～午後６時００分
（３）サービス提供時間　午前９時２０分～午後４時２０分

（利用定員）

第８条　通所介護の利用定員数は、５０人とする。

（通所介護の内容）

第９条　　通所介護計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
２　通所介護計画に基づき、食事を提供する。
３　通所介護計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

（利用者負担の額）

第１０条　指定通所介護(予防も含む)の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし､指定通所介護(予防も含む)が法定代理受領サービスであるときは、その１割及び２割、３割の額とする。

２　利用者が日常的に使用する下記の項目については、利用者の同意を得て別途実費を

申し受けける。

① 食費　　６００円（ソフト食　６２０円）

② 日用生活品費の実費

③ 教養娯楽材料費の実費

④ おむつ代実費

（通常の事業の実施地域）

第１１条　通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

大分市

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１２条　通所介護利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- 飲酒は施設が提供する場合以外は原則としてできないこととし、喫煙については敷地内全面禁止とする。
- 火気の取扱は、管理者の指示に従うものとする。
- 設備・備品の利用は、大切に、管理者の認める範囲とする。
- 宗教活動は、自己の宗教活動に限るものとする。
- ペットの持込みは、できないものとする。
- 利用者の「営利行為、特定の政治活動」は、禁止する。
- 他利用者への迷惑行為は禁止する。

（緊急時等における対応方法）

第１３条

利用者の容態に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族等へ速やかに連絡する。また当施設での対応が困難な状態になり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って下記の協力病院等、他の機関を紹介する。

協力病院・名称・住所　・くぼた高江クリニック（内科）　大分市高江南 3 丁目 1-1
097-554-3230

・ハートクリニック　（内科）　大分市光吉台 17-280
097-568-5446

・リバーサイド病院（精神科、神経科）大分市宮崎６－３
097-568-7991

・だいかく病院（総合内科、循環器内科、整形外科）
大分市下郡山の手 2-18
097-569-8860

協力歯科医院　(訪問歯科)

・名称・住所　・訪問歯科　悠愛　大分市寺崎町 1 丁目 2 番 29 号
097-558-8301

（非常災害対策）

第１４条　消防法施行規則第３条に規定する消防計画及び風水害、地震の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第８条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（１）　防火管理者には、事業所管理者を充てる。

（２）　火元責任者には、事業所職員を充てる。

（３）　非常災害用の設備点検は、契約保守業務者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

（４）　非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

（５）　火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の隊行に当たる。

（６）　防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

１　防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・・・・・・・・年２回
（うち１回は夜間を想定した訓練を行う。）

２　利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・年１回

３　非常災害用設備の使用方法の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・随時

（７）　その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（職員の服務規律）

第１５条　職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

（１）　通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接偶すること。

（２）　常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

（３）　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第１６条　施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第１７条　職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人青樹会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第１８条　職員は、この施設が行う年１回の健康診断を受診すること。

（衛生管理）

第１９条　通所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

２　食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないよう、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

３　栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月１回、検便を行わなければならない。

４　定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務）

第２０条　施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規程に反した場合は、違約金をもとめるものとする。

（苦情の処理）

第２１条　施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

（人権の擁護、虐待防止に関する事項）

第２２条

１　利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）施設内に虐待防止委員会を設置し、常時その防止に努める。

また、虐待防止委員会の委員長をその責任者とする。

虐待防止責任者　　衞藤　航介

（２）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（３）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、大分市長寿福祉課に通報するものとする。

大分市長寿福祉課　権利擁護担当班　ＴＥＬ０９７（５３７）５７７１

（その他運営に関する重要事項）

第２３条　地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

２　運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。

３　通所介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人青樹会介護老人福祉施設リバーサイド桃花苑の理事会において定めるものとする。

附則

この運営規程は、平成１４年４月１日より施行する。

平成１５年　　４月　１日　改正
平成１５年　１２月１６日　改正
平成１６年　　４月　１日　改正
平成１７年　　４月　１日　改正
平成１７年　　７月　１日　改正
平成１７年　１０月　１日　改正
平成１７年　１２月　１日　改正
平成１８年　　７月２３日　改正
平成２１年　１２月　１日　改正
平成２３年　１１月　１日　改正
平成２５年　１２月　１日　改正
平成２６年　　４月　１日　改正
平成２７年　　７月　１日　改定
平成２８年　　７月　１日　改定
平成２９年　　４月　１日　改定
平成３０年　　８月１６日　改定
令和　元年　　６月　１日　改定
令和　元年　　７月　１日　改定
令和　元年　１０月　１日　改定
令和　３年　　３月　１日　改定
令和　４年　１２月　１日　改定
令和　５年　　４月　１日　改定
令和　６年　　４月　１日　改定
令和　６年　　５月　１日　改定
令和　７年　　７月　１日　改定